

社会福祉法人石狩友愛福祉会評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石狩友愛福祉会の評議員及び委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委員とは、評議員選任・解任委員会委員及び苦情解決に係る第三者委員をいう。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益で、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 評議員及び委員に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている委員に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 評議員 報酬
- (2) 委員 報酬

(評議員の報酬の総額)

第4条 評議員に対して、一人当たりの各年度の総額が30,000円を超えない範囲で報酬として支給することができる。

(評議員及び委員の報酬の額の算定)

第5条 評議員及び委員に対する報酬の額は、次の通りとする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額

(報酬等の支給方法)

第6条 評議員及び委員に対する報酬等の支給の時期は、評議員会及び各委員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(費用)

第7条 評議員及び委員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 評議員及び委員が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年7月1日より施行する。

別表第1（評議員及び委員の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

（2）委員

	日額
各委員会への出席	4,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	4,000円